

## 社会福祉法人菊陽会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊陽会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 遠隔地に所在する役員等が、下記の法人業務に出席する場合、役員報酬とは別に交通費として定める額を支払う。

3 役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を別途支払うことができる。

### 【報酬】

#### (1) 評議員

評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

#### (2) 理事、監事

理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

#### (3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
-----------------	---------

上記(1)(2)(3)のいずれも源泉所得税315円は含まれない。

### 【交通費】

会議等開催地より片道20kmを超える場合	3,000円
----------------------	--------

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。